

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要

背景

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となつたことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロの大型魚（30 kg以上）について、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置。（令和6年6月26日公布、令和8年4月1日施行）

法律の概要

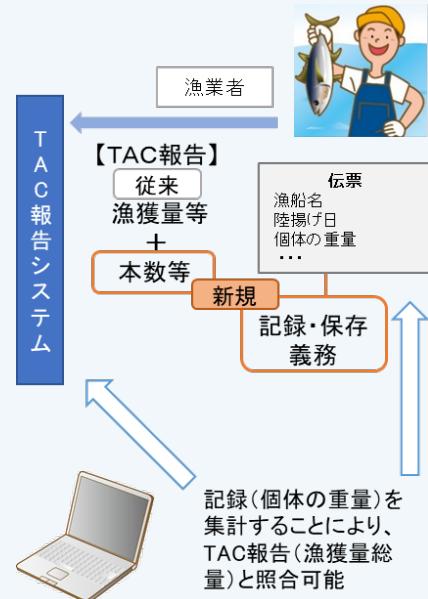
1. 漁業法の一部改正

（1）特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。太平洋くろまぐろを指定）について、以下の事項を措置。

- ① TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加。
- ② TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付け。
- ③ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げとともに、法人重科の新設。
- ④ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。

（2）衛星船位測定送信機（VMS）の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。

※ この規定のみ公布の日から20日後（令和6年7月16日施行）



2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

（1）漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。

- ① 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（※）
- ② 取引記録の作成・保存
- ③ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。

（2）事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。

（3）農水大臣が指定する民間機関（指定交付機関）による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

